

令和6年度「奨学のための給付金」申請についてのお知らせ

（返済不要の給付金です）

すべての意志のある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費を支援するため、県民税・市町村民税所得割額が非課税である世帯の高校生等に対し、奨学のための給付金を支給します。

◎授業料に充てる高等学校等就学支援金とは別の制度で、授業料以外の教育費（教科書費、学用品費、修学旅行費など）の負担軽減を目的としています。

◎支給を受けるには、**下記要件に該当した上で** 申請する必要があります。

1 対象となる世帯（対象要件）

認定基準日（令和6年7月1日）において、次のすべてに該当する世帯が対象となります。

- ① 保護者等全員の**県民税所得割額と市町村民税所得割額が非課税**又は**生活保護（生業扶助）受給世帯**であること※定額減税により非課税になった場合も含む
- ② 生徒が高等学校等就学支援金の受給資格者であること
※高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制は48月）を超えていないこと
- ③ 保護者等が新潟県内に在住していること

均等割額を納めていても、所得割額が0円であれば対象です！

【注意】ただし、次のいずれかに該当する場合は**対象外**です。

- ・両親またはどちらか一方が海外在住で、保護者等全員の令和6年度の県民税・市町村民税所得割が非課税であることを確認できない場合
- ・生徒に児童福祉法による**児童入所施設措置費**（見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)）が支給されている場合
- ・生徒が認定基準日（令和6年7月1日）時点において**休学**している場合

2 生徒一人あたりの支給年額 ※（ ）の額は1年生で前倒し給付を受けた場合の支給額

区 分			全日制・定時制
I	生活保護受給世帯		32,300円 (24,300円)
II	県民税・市町村民税所得割額が非課税である世帯	第1子	122,100円 (92,100円)
		第2子以降	143,700円 (113,700円)

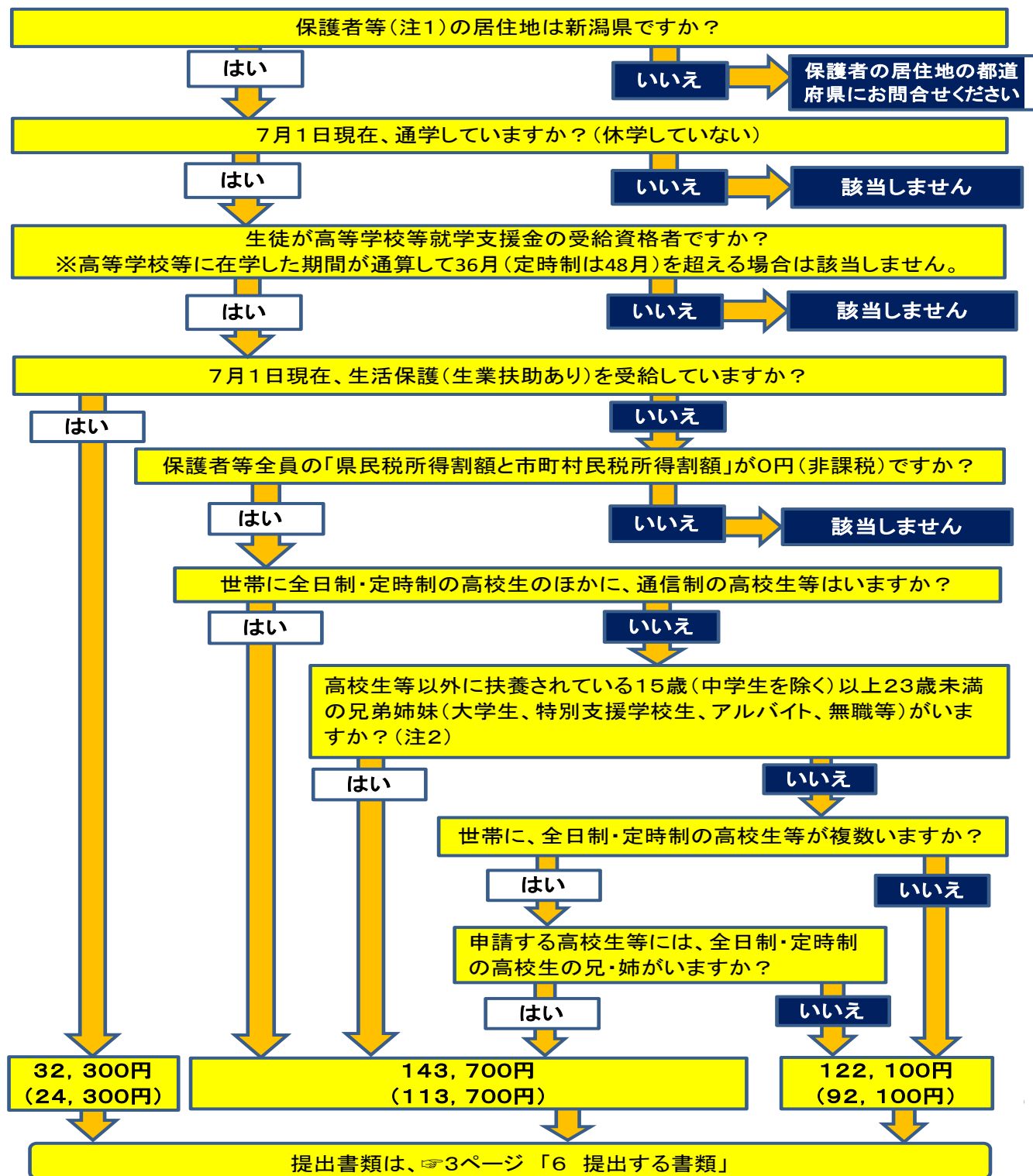
※第1子、第2子の考え方については、2ページ「4 対象支給額確認シート」で確認してください。
※支給回数は、生徒一人につき年1回、通算3回（定時制の高等学校は通算4回）を上限とします。
（ただし、年度ごとに申請が必要です。）

3 給付金の使途について

給付金は、授業料以外の教育費（教科書費、学用品費、修学旅行費など）の負担軽減を目的としています。

学校に納入しなければならない諸会費等が未納となっている場合は、給付金を活用するようにしてください。

4 対象支給額確認シート



(注1) 保護者等とは、生徒が未成年の場合は、主に親権を行う者(親権を行う者がいない場合は、未成年後見人)となります。生徒が成人している場合や未成年の生徒に親権者がいない場合は、主たる生計維持者(主たる生計維持者もない場合は、生徒本人)です。保護者等の考え方は、就学支援金制度と同様です。

(注2) 令和6年7月1日現在で15歳以上23歳未満となる生年月日は、年齢の計算に関する法律により次のとおりとなります。
平成13年7月3日～平成21年7月2日

(注3) ()の金額は、前倒し給付を受けた場合の支給額です。

5 申請書の提出

【申請書の入手方法】 在学している学校から入手してください

【提出期限・提出先】 3ページ「6 提出する書類」にある必要書類を、学校が指定する日までに学校担当者へ提出してください。

※申請書類には重要な個人情報がありますので、書類の紛失がないよう十分注意してください。

6 提出する書類

該当する「世帯」に応じて、必要な書類を提出してください。	必ず提出
I 生活保護（生業扶助）受給世帯	① ② ③
II 県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯	① ② ④

世帯区分	提出書類											
Ⅰ、Ⅱ世帯 共通	① 奨学のための給付金受給申請書（様式第1－1号） ・両面を漏れのないよう記入してください（生活保護（生業扶助）受給世帯は表面のみ）。											
	② 振込口座登録申込書（様式第3号） ・通帳等の写しを貼るのを忘れないようにしてください。											
Ⅰ世帯のみ ※ 令和6年7月1日時点で生活保護（生業扶助）を受給している世帯のみ	③ 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（別紙） ・福祉事務所発行の受給証明書を提出してください。 または、令和6年7月1日において生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることが確認できる「生活保護受給証明書（生徒と保護者の氏名が記載されたもの）」で代えることができます。 ※生業扶助受給世帯はマイナンバーの提出は不要です。											
Ⅱ世帯のみ ※ 県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯のみ	④ 個人番号（マイナンバー）カード（写）等貼付台紙（様式第2号） ・保護者等全員分（保護者が親権者（両親）ならば両親2名分）のマイナンバー書類（下表1～3のいずれか）の写しを提出してください。 ・必ず同封のマイナンバー等用封筒（長3封筒）に入れて提出してください。 （ 郵送及び生徒本人以外の持参により学校へ提出する場合は、保護者等の本人確認書類（運転免許証やパスポート等の写真付き身分証明書（※））を併せて提出してください。 ） （※）上記がない場合は、国民健康保険の被保険者証と年金手帳などの写真付きでない身分証明書を2つ以上											
	<table><tr><th colspan="2">提出するマイナンバー書類</th><th>注意事項</th></tr><tr><td>1</td><td>マイナンバーカードの写し</td><td>マイナンバーや氏名が鮮明に見えるように、両面コピーしてください。</td></tr><tr><td>2</td><td>マイナンバー通知カードの写し</td><td>氏名や住所に変更がない場合又は正しく変更手続きが取られている場合に限りです。（変更記載がある場合は、両面コピー）</td></tr><tr><td>3</td><td>マイナンバーが記載された住民票の写し</td><td>台紙に貼り付けずにそのまま提出してください。（切り取り不可）6ヶ月以内の発行日のものを提出してください。（コピー可）</td></tr></table>	提出するマイナンバー書類		注意事項	1	マイナンバーカードの写し	マイナンバーや氏名が鮮明に見えるように、両面コピーしてください。	2	マイナンバー通知カードの写し	氏名や住所に変更がない場合又は正しく変更手続きが取られている場合に限りです。（変更記載がある場合は、両面コピー）	3	マイナンバーが記載された住民票の写し
提出するマイナンバー書類		注意事項										
1	マイナンバーカードの写し	マイナンバーや氏名が鮮明に見えるように、両面コピーしてください。										
2	マイナンバー通知カードの写し	氏名や住所に変更がない場合又は正しく変更手続きが取られている場合に限りです。（変更記載がある場合は、両面コピー）										
3	マイナンバーが記載された住民票の写し	台紙に貼り付けずにそのまま提出してください。（切り取り不可）6ヶ月以内の発行日のものを提出してください。（コピー可）										

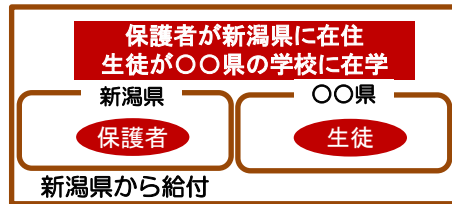
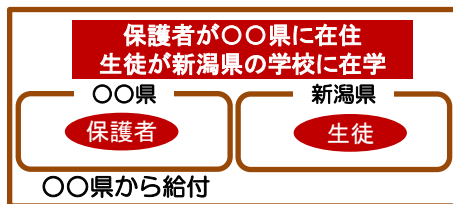
7 審査結果と支給時期

12月下旬までに認定（不認定）の通知書を学校を通じて配付し、振込口座登録申込書の口座に振込みます。

8 奨学のための給付金に関するQ & A

Q 1 生徒は新潟県内の高校に在学していますが、両親は他県で生活しています。給付金は申請できますか？

給付金は保護者がお住まいの都道府県から支給されます。各都道府県で制度の詳細や申請手続きが異なりますので、お住まいの都道府県にお問い合わせください。



Q 2 県民税均等割額と市町村民税均等割額が0円でないのですが、申請できますか？

保護者等全員（父母の場合は二人とも）の県民税所得割額と市町村民税所得割額が0円（非課税）であれば、申請できます。

Q 3 両親と祖父母と同居しています。同居している家族全員の県民税所得割額と市町村民税所得割額が0円（非課税）でなければ、申請できませんか？

保護者（主に両親）の県民税所得割額と市町村民税所得割額が0円（非課税）であれば、同居している他の家族の県民税所得割額と市町村民税所得割額が0円（非課税）でなくても、申請できます。

Q 4 8月に父母が離婚し、母が親権者となりました。母のマイナンバー書類を添付して、申請はできますか？

認定基準日となる7月1日時点での保護者は父と母でしたので、その後変更があったとしても、保護者は父母 両名となります。父母二人ともが県民税所得割額と市町村民税所得割額が0円であれば、父母の分のマイナンバー書類を添付して申請してください。

Q 5 生活保護を受給していますが、この給付金の支給を受けると収入と認定されてしまうのでしょうか？

福祉事務所において就学のために必要と認められると判断した場合は、生活保護における収入認定から除外されます。担当の福祉事務所とも十分に相談し、不明な点はお問い合わせください。

Q 6 6月まで生活保護（生業扶助あり）を受給していましたが、7月から生活保護を受給しなくなりました。申請できますか？

認定基準日となる7月1日時点で生活保護を受給していないため、「生活保護世帯」で申請はできませんが、令和6年度の県民税所得割額と市町村民税所得割額が0円（非課税）であれば、「非課税世帯」として、申請できます。

Q 7 高校生の兄弟姉妹がいますが、まとめて申請できますか？

兄弟姉妹をまとめて1つの申請書では申請できません。必ず、生徒一人ごとに申請書を作成し、在学する学校へ提出してください。

お 問 い 合 わ せ 先

新潟県就学支援金等支給事務センター（新潟県教育庁財務課）

☎025-280-5143

（受付時間：月曜日～金曜日（土日祝日を除く）9時～17時）

HP (<http://www.pref.niigata.lg.jp/kyoikuzaimu/1356789784647.html>)

